

令和5年6月

一般社団法人 全国警友会連合会

定 款

一般社団法人 全国警友会連合会

# 一般社団法人 全国警友会連合会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

**第1条** この法人は、一般社団法人全国警友会連合会（以下「全警連」という。）と称する。

(事務所)

**第2条** 全警連は、事務所を東京都千代田区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

**第3条** 全警連は、退職警察職員による警察活動への協力を推進するとともに、警察活動が国民の深い理解と協力の下に行われる基盤を造成するために必要な事業を行い、もって、社会公共の安全と秩序の維持に資することを目的とする。

(事 業)

**第4条** 全警連は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年の非行防止及び健全育成のための活動、防犯活動、交通安全活動その他の警察活動に対する退職警察職員による協力の推進事業及び協力を推進するために必要な調査研究及び図書の発行等の事業
- (2) 警察活動に対する国民の理解を深め、協力を増進するための研究会、講演会、見学会等の開催事業及び開催への協力事業
- (3) 殉職警察職員及び警察協力殉難者に対する弔慰金の贈呈事業及びこれらの遺族の支援に係る事業
- (4) 退職警察職員の連絡協調・融和親睦を図るための会報の発行等の事業
- (5) その他全警連の目的を達成するために必要な事業

**2** 前項に規定する事業については、日本全国において行うものとする。

## 第3章 会 員

(会 員)

**第5条** 全警連に次の会員を置く。

- (1) 正会員 都道府県警友会（都道府県ごとに退職警察職員をもって結成されている団体という。）であって、全警連の目的に賛同して入会したものをいう。
- (2) 準会員 前号の正会員を構成する退職警察職員をいう。

**2** 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」と

いう。)上の社員とする。

(資格の取得)

**第6条** 正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

**第7条** 全警連の事業活動に経常的に生じる経費に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、会費を納入しなければならない。

**2** 会費の額は、総会において別に定める。

(任意退会)

**第8条** 正会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

**第9条** 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

- (1) 法令又はこの定款の規定に違反したとき。
- (2) 全警連の名誉を傷つけ、又はその目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

**第10条** 前2条の場合のほか、正会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条に定める会費の納入義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員が解散したとき。

## 第4章 総 会

(構成)

**第11条** 総会は、すべての正会員をもって構成する。

**2** 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

**第12条** 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額及び報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

**第13条** 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

**第14条** 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定める順序により副会長が、会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定める順序により他の理事が招集する。

**2** 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

**第15条** 総会の議長は、当該総会において各正会員を代表する者の中から選出する。

(議決権)

**第16条** 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

**第17条** 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

**2** 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

**3** 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。また、理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

**第18条** 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

**2** 議長及びその総会に出席した各正会員の代表者の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役 員

(役員の設定)

**第19条** 全警連に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上11名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

**第20条** 理事及び監事は、各正会員の代表者及びこれに準ずる者の中から、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事の中から、理事会の決議によって選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

**第21条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、全警連を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この定款で定めるところにより、職務を執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、全警連の業務を執行する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

**第22条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、全警連の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

**第23条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

**第24条** 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

**第25条** 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

## 第6章 理 事 会

(構 成)

**第26条** 全警連に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

**第27条** 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 全警連の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招 集)

**第28条** 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定める順序により副会長が、会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定める順序により他の理事が招集する。

(議 長)

**第29条** 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定める順序により副会長が、会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定める順序により他の理事がこれに当たる。

(決 議)

**第30条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第31条** 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

**第32条** 全警連の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第33条** 全警連の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、

会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

**2** 前項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。  
(事業報告及び決算)

**第34条** 全警連の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

**2** 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

**3** 第1項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

**第35条** 全警連は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 諮問委員及び諮問委員会

(諮問委員)

**第36条** 全警連に、次の各号に掲げる地域ごとに選出する、当該各号に定める数の諮問委員を置く。

- (1) 北海道 1名
- (2) 東北地方 2名
- (3) 東京都 3名
- (4) 関東地方(東京都を除く。) 3名
- (5) 中部地方 2名
- (6) 近畿地方 2名
- (7) 中国地方 2名
- (8) 四国地方 1名
- (9) 九州地方 3名

**2** 諮問委員は、当該地域内の各正会員の代表者及びこれに準ずる者の中から選出し、総会の承認を受けるものとする。

**3** 諮問委員は、理事又は監事を兼ねることができない。

**4** 諮問委員は無報酬とする。ただし、諮問委員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の費用の支払いについては、総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

5 諮問委員の任期については、第23条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中の「理事」並びに第3項及び第4項中の「理事又は監事」とあるのは「諮問委員」と、また、第4項中の「第19条」とあるのは「本条第1項」とそれぞれ読み替えるものとする。

(諮問委員会)

**第37条** 諮問委員会は、すべての諮問委員をもって構成する。

2 諮問委員会は、理事会の決議を経て会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定める順序により副会長が招集する。

3 諮問委員会は、全警連の運営等に関し、理事会から諮問を受けた事項について審議し、意見を付して理事会に答申することを任務とする。

4 諮問委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する諮問委員を除く諮問委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

5 諮問委員会の議長は、出席した諮問委員の互選による。

6 諮問委員会の議事については、理事会の議事録に準じて、議事録を作成する。この議事録には、議長及び出席した諮問委員の中から選出された議事録署名人2名が記名押印するものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第38条** この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

**第39条** 全警連は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

**第40条** 全警連が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

(事務局)

**第41条** 全警連の事務を処理するため、事務局を設置し、所要の職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の決議を経て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第11章 公告の方法



(公告の方法)

**第42条** 全警連の公告は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第12章 補 則

(委 任)

**第43条** 前条に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 全警連の最初の  
会長は安藤忠夫、副会長は四方 修並びに野田 健、専務理事は石井英雄とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、令和5年6月28日から施行する。